

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市に所在するC土木に造園土木作業員として勤務していたが、平成〇年〇月〇日午後4時45分頃、同僚の運転する自動車の助手席に乗車し作業現場から帰社する途中、運転していた同僚がハンドル操作を誤ったため、門柱に衝突し負傷した（以下「本件事故」という）。

同日、請求人は、Dセンターに受診し、「左足背部打撲傷、左膝関節打撲傷、頸椎捻挫、肋骨骨折の疑い、左前腕部打撲傷」と診断された。以後、複数の医療機関において、7年2か月余りの期間加療を続けた結果、平成〇年〇月〇日治ゆとなった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災則」という。）別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認定し、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件事故による後遺障害として、要旨、「左足には痛み、違和感が残り、特に左足首から下は感覚が麻痺しているような状態にあり、日常生活及び仕事上大きな支障が生じている」とし、障害等級第7級が相当である旨主張している。当審査会では、請求人の主張を受け、医証を精査したところ、請求人の負傷の状態並びに症状固定後の経過は、以下のとおりであると判断する。

(2) 請求人の本件事故による負傷については、同日受診したDセンターにおいて、「左足背部打撲傷、左膝関節打撲傷、頸椎捻挫、肋骨骨折の疑い、左前腕部打撲傷」と診断されるも、その後、同センターを含めた複数の病院を受診し、左第3趾基節骨・左母趾種子骨・左肋軟骨骨折等の傷病名が追加されたことが認められる。

左足の骨折の状態について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において「左足の骨折は治癒していて、骨折部の変形は認められない。」との所見を示しており、F医師も平成〇年〇月〇日付け診断書において「レントゲンで骨折は治癒している。(左足趾、肋骨)」と述べている。

さらに両医師とも、自動による左足関節の運動はできないとの所見を述べるも、筋萎縮は認められず、両膝関節に異常を認める所見はないとしている。この点、G医師は、平成〇年〇月〇日付け「自動車損害賠償責任保険後遺障害診断書」において「事故により麻痺が生じた可能性は極めて高いと思われる。」と

記載しているが、同時点における所見として、麻痺の原因となると考えられる他覚的所見については何らの記載も行っていない。

- (3) 請求人は、左足の神経麻痺を強く自訴するも、H医師は、平成○年○月○日付け意見書において、筋電図検査の結果からは、「左腓骨神経の明らかな麻痺を示唆する所見ではないと思われる。」とし、同結果について、I医師も平成○年○月○日付け面談録取書において、左腓骨神経の麻痺を否定している。
- (4) 以上のように、請求人が自訴する左足の神経麻痺等に係る他覚的所見は皆無であり、本件事故との相当因果関係は認められないと言わざるを得ない。
- (5) さらに、請求人が自訴する頸椎頭痛についても、決定書理由第2の2(2)のロに記載されているとおり、治ゆ時点に近いJ病院の診断録からは当該症状の訴えや当該症状にかかる診断の記録が一切ないことから、本件事故により残存した障害であるとは認められないものである。
- (6) なお、K医師による平成○年○月○日付け障害補償給付支給請求書の裏面「診断書」には「不安神経症」との傷病名が記されており、E医師による平成○年○月○日付け意見書においても、「精神的に不眠あり」と記載されていることから、請求人は精神面において不安定な状態にあるものと推認されるが、同症状が本件事故による傷病と相当因果関係にあることを証明する医証はなく、また、その症状及び多少であっても自動車の運転をしてきたという事実から見て、本件事故に起因する「外傷性ストレス障害」であるとは判断できないものである。
- (7) その他、請求人が自訴する心身の状態について子細に検討したが、請求人には本件事故と相当因果関係を有する障害が残存しているとは判断できない。

したがって監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分は妥当ではないが、再審査請求の性格上、原処分を請求人に不利益に変更する判断を行うべきものではないことから、監督署長が請求人に対して障害等級第14級に該当するとして同等級に相当する額を支給した処分は、変更しないこととする。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分について、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。